



一般社団法人 日本LD学会
Japan Academy of Learning Disabilities

会 報 第 112 号

事務局

〒108-0074 東京都港区高輪 3-24-18 高輪エンパイヤビル 8F
TEL 03-6721-6840 URL <https://www.jald.or.jp>



主な記事

- ・巻頭言：インクルーシブ教育の不足点
- ・第3回研究集会（兵庫）開催報告
- ・LD-SKAIP開発報告
- ・＜連続講座＞将来の自立を目指した、ライフステージを通じた支援
- ・＜連続講座＞各地の発達障害者支援センターの取り組みPart II
- ・研究委員会の取り組みについて
- ・PATIO～実践の最前線～



インクルーシブ教育の不足点

東京大学先端科学技術研究センター

近 藤 武 夫

私は2007年以降、東大先端研で多様な障害のある子どもたちの高等教育進学とキャリアへのインクルージョンに携わってきた。2016年の障害者差別解消法の施行から、特にLDに対する合理的配慮の交渉の成否は、少なくとも私の視点からは別世界に変わった。センター試験や難関大の入試でも、代読や代筆、キーボードの利用、時間延長の許可等も、適切な根拠資料が揃えば認められる。合理的配慮は間違いなく教育分野に根付いてきた。

一方で、私は初中教育段階で合理的配慮という用語を使うことに違和感も感じている。配慮の可否を判断する際、障害の社会モデルではなく、健常者文化から見た「公平性の担保」を「合理性」と見て、他の生徒と異なる取り扱いを安易に断ったり、配慮をして良いのか迷っている学校に出会う。LDのある生徒にとっては、音声教材により教科書のアクセシビリティが進み始めたが、試験問題はもちろん、副教材や資料集、プリント、一般書籍はアクセスできないままの状態にも関わら

ず「公平性」は求められる。勉強に苦しむ生徒がいても、背景に障害があるかを調べる義務は学校にはなく、保護者が駆け回って根拠資料を整え「合理的配慮」を求めなくてはならない現状がある。特に中高では、通常学級では公平性ばかりが語られるが、個別の指導方法や教育指針は整えられない。果たしてこの状況を「インクルーシブ教育システム」と呼んでいてよいのかと苦悩する。理解のある教員ほど、同じ悩みを抱えていることだろう。

例えば 米国障害者教育法では、高校に至るまで、障害の発見義務を学校に置き、原則を通常学級で通常の教育カリキュラムで学ぶことに据え、学年ごとの指導要領ではなく、その個人が必要とする学習の機会を最大化することを中心に置いて、大胆な個別の教育計画を考えるし、財源も用意するという。現状の日本のインクルーシブ教育システムの矛盾や不足を変革する制度設計が、いよいよ必要とされている。